

裁判外紛争解決手続における司法書士の代理権について

日本司法書士会連合会

1. 裁判外紛争解決手続の特質と代理の意義について

A D Rは、紛争当事者同士の合意を基本とした自主的紛争解決の手段である。したがって、私的自治の原則の下では、紛争解決のための手続やその手法、またその判断基準は、当事者の選択に委ねられるべきことが基本である。

また、手続の進行過程を通じて、当事者の意思が尊重されるべきであるという意味で、当事者の主体性が尊重されなければならない。

よって、A D R手続は、常に当事者の出席のもとに、当事者が主役として実施される手続であるということがその基本的あり方である。

このような当事者の主体性を重視する立場からは、A D Rについては、すべての紛争分野において、専門家代理人の利用頻度は必ずしも高くないものと想像される。ある意味では極めて例外的なケースにおいてのみ利用されるものとする。

一方では、当事者が「迅速で柔軟なA D R手続を希望しつつ、様々な事由により出席が困難な事案」も起こりうることは容易に想像できる。

そして、かかる事案において求められる代理行為は、A D R手続としては例外的である。例えば、A D R手続の不調により紛争の最終的解決方法である訴訟に移行した場合の帰趨も見据えなければならず、即応出来るだけの相当高度な法的知識と実務経験を求められるものとする。

2. 司法書士の紛争関与とA D R代理について

司法書士法第3条2項の司法書士は、同条1項6号及び7号の権能を有する。(別紙1 司法書士法抜粋参照)

この規定に対しては、「現行制度では、司法書士に対する簡易裁判所での訴訟代理権付与に際して、具体的な訴訟代理契約を締結していなくとも（訴訟代理を受任することを前提としていなくても）、依頼者の利益に適った解決を図るためには相対交渉やADRによる和解についても代理業務を行う必要があるという考え方により、裁判外の和解についての代理権が規定上付与されている・・・」とされている（司法制度改革推進本部事務局「総合的なADRの制度基盤の整備について - ADR検討会におけるこれまでの検討状況等 - 」より）。

よって、日本司法書士会連合会としては、司法書士のADR代理等について、次のとおり要望するものである。

現行司法書士法の下で、司法書士は、同法3条1項7号の範囲内で、ADR機関における代理行為を当然に行うことができるものであるが、その権限を明確にするため、司法書士法にその旨を明示すべきである。

ADR代理は、ADR機関における紛争解決手続実施期日においてのみ行えることとすべきである。

何故ならば、裁判外紛争解決手続の特質に鑑み、ADR代理の権限をもってADR機関における紛争解決手続実施期日以外においても協議や相対交渉が行えることとなれば、いわゆる示談行為との差異は判断しにくく、ADR代理と称して紛争に不当に介入する恐れがある。

3. 今後の課題について

裁判外紛争解決手続は、司法を国民に身近な存在とするために有用なものとしなければならない。当連合会は、全国規模で組織的に司法書士ADRセンターを多数配置することを企画している。したがって、具体的なADR実施中における司法書士ADR代理の行使にあたっては、国民の利便性の観点から、さらに使い勝手の良い代理権として成熟される方向性（その範囲を民事一般の事件とするなど）をも視野に入れ、今後検討されるべきである。

司法書士法 抜粋

〔3条1項6号〕

簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起、再審及び強制執行に関する事項については、代理することができない。

イ 民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定による手続（口に規定する手続及び訴えの提起前における証拠保全手続を除く。）であつて、訴訟の目的の価額が裁判所法（昭和22年法律第59号）第33条第1項第1号に定める額を超えないもの

ロ 民事訴訟法第275条の規定による和解の手続又は同法第7編の規定による支払督促の手続であつて、請求の目的の価額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないもの

ハ 民事訴訟法第2編第3章第7節の規定による訴えの提起前における証拠保全手続又は民事保全法（平成元年法律第91号）の規定による手続であつて、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないもの

ニ 民事調停法（昭和26年法律第222号）の規定による手続であつて、調停を求める事項の価額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないもの

〔3条1項7号〕

民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。）であつて紛争の目的の価額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。

全国司法書士数

(平成16年9月1日現在)

(別紙2)

司法書士会名	司法書士数	うち司法書士法第3条2項の認定を受けた司法書士
札幌会	363	207
函館会	48	13
旭川会	68	32
釧路会	92	35
宮城県会	271	139
福島県会	294	111
山形県会	180	72
岩手県会	172	61
秋田県会	153	62
青森県会	134	51
東京会	2,412	1,095
神奈川県会	714	367
埼玉会	655	351
千葉会	530	251
茨城会	275	123
栃木県会	215	89
群馬会	290	153
静岡県会	409	171
山梨県会	144	49
長野県会	358	166
新潟県会	320	137
愛知県会	858	409
三重県会	271	129
岐阜県会	341	142
福井県会	135	55
石川県会	186	91
富山県会	157	55
大阪会	1,809	961
京都会	438	252
兵庫県会	830	403
奈良県会	167	68
滋賀県会	166	63
和歌山県会	168	66
広島会	430	223
山口県会	264	88
岡山県会	305	124
鳥取県会	113	42
島根県会	146	49
香川県会	169	82
徳島県会	163	54
高知県会	129	59
愛媛県会	259	98
福岡県会	736	399
佐賀県会	116	43
長崎県会	161	72
大分県会	181	78
熊本県会	328	165
鹿児島県会	299	140
宮崎県会	176	69
沖縄県会	219	102
計	17,817	8,316

(名)

(別紙3)

司法書士試験合格者数 (受験地別・平成7年～平成15年)

受験地	H 7	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5
東京	112	132	119	95	121	114	141	156	154
横浜	43	42	37	58	63	51	56	68	70
浦和	23	27	28	33	36	32	39	31	38
千葉	24	21	28	33	29	37	23	39	30
水戸	2	5	2	3	3	1	3	8	2
宇都宮	2	7	2	5	3	4	7	7	6
前橋	13	17	7	6	9	6	4	6	9
静岡	10	5	15	12	9	13	7	7	18
甲府	4	1	3	7	2	3	2	1	3
長野	5	3	1	3	2	5	2	1	8
新潟	1	3	5	9	2	8	2	4	4
大阪	55	57	69	62	65	80	73	75	75
京都	29	31	32	42	28	51	35	40	54
神戸	19	22	18	30	33	26	37	53	65
奈良	9	9	7	11	5	8	9	7	13
大津	3	7	4	5	3	9	11	4	7
和歌山	1	6	4	9	7	6	6	3	3
名古屋	25	20	37	42	43	23	37	34	53
津	6	2	4	3	8	4	7	6	8
岐阜	4	8	8	7	6	4	5	11	8
福井	3	0	0	0	0	1	1	1	2
金沢	1	3	4	4	4	4	5	5	3
富山	2	0	1	1	2	2	2	3	4
広島	10	10	18	11	10	12	16	16	16
山口	1	2	5	2	3	2	2	2	3
岡山	7	6	8	11	5	8	8	12	17
鳥取	0	0	0	1	1	0	1	1	0
松江	0	1	2	2	1	1	2	1	4
福岡	19	18	17	25	20	30	31	40	32
佐賀	1	2	2	1	0	1	0	1	3
長崎	1	1	1	1	0	0	0	2	2
大分	0	2	0	0	6	1	2	4	2
熊本	5	3	6	4	3	6	6	7	12
鹿児島	1	3	7	2	2	2	0	5	5
宮崎	2	0	1	0	3	3	0	2	5
那覇	5	2	1	3	1	5	3	2	1
仙台	2	3	7	4	8	10	11	2	10
福島	1	0	3	0	3	2	1	1	3
山形	2	1	2	3	0	0	1	2	3
盛岡	0	0	0	0	1	2	1	2	1
秋田	2	1	0	1	1	3	1	0	2
青森	0	0	0	1	1	0	0	1	0
札幌	10	13	15	8	15	20	13	16	19
函館	0	0	0	0	0	0	0	0	1
旭川	0	1	1	1	1	1	0	1	2
釧路	1	1	0	2	2	0	0	0	0
高松	2	1	4	2	3	3	7	1	3
徳島	4	0	2	0	1	0	0	2	1
高知	1	0	0	2	2	1	1	5	4
松山	6	5	2	0	1	0	2	3	2
合計	479	504	539	567	577	605	623	701	790